

和歌山大学教学アセスメント・ポリシー

令和5年2月21日制定

令和7年3月31日改正

和歌山大学では、国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則第3条第2項に基づき、学生の学修成果等の評価について、以下のとおり定める。

(目的)

和歌山大学では、各学部・研究科等で定める学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示された教育目標への到達度を高めるため恒常的な教育の質保証と改善に努める。

(実施方針)

三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）に則しつつ、教学アセスメントプランを定め、その手続に従い、学位プログラムについて日常的な点検（モニタリング）を行うとともに、総合的な点検・評価を行う。

(実施方法)

- (1) 教学アセスメント実施責任者は、担当理事を充て、教学アセスメントを実施する組織を置く。
- (2) 分析・改善を実施する単位ごとに責任者を置き、その責任者は、各部局長とする。
- (3) 評価に用いる教育に関する各種データおよび資料等の収集についてはアセスメントプランに定める。
- (4) 定期的に分析、点検、評価を実施する。その手続についてはアセスメントプランに定める。

附 則

このポリシーは、令和5年度から施行する。

附 則

この改正ポリシーは、令和6年度から施行する。

附 則

この改正ポリシーは、令和7年3月31日から実施し、令和7年4月1日から適用する。